資料 10_完成図書一覧

提出書類	部数	備考
【竣工図（建築）】	1 式	Ａ１二つ折製本（1 部）、Ａ３二つ折製本（3 部）、原図（1 部）
【竣工図（電気設備）】	1 式	Ａ１二つ折製本（1 部）、Ａ３二つ折製本（3 部）、原図（1 部）
【竣工図（機械設備）】	1 式	Ａ１二つ折製本（1 部）、Ａ３二つ折製本（3 部）、原図（1 部）
【竣工図（昇降機設備）】	1 式	Ａ３二つ折製本（3 部）、原図（1 部）
【竣工図（什器・備品配置票）】	1 式	Ａ３二つ折製本（3 部）、原図（1 部）
【図面等が収録された電子媒体】	2 部	CD-R 等（CAD データ（jww）、pdf）
【取扱説明書】	2 部	Ａ４ファイル
【保全に関する資料】	2 部	Ａ４ファイル
【工事記録写真】	2 部	適宜（電子データを含む）
【什器備品リスト】	2 部	Ａ４ファイル
【什器備品カタログ】	2 部	適宜
【竣工写真】	2 部	適宜（電子データも含む）※外観、主要室等を写真家により撮影する。
【保証書（原本）】	1 部	適宜

注１　竣工写真の著作権等については、次のとおりとすること。

(ｱ) 事業者は市による竣工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを本市に対して保証する。事業者は、かかる竣工写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。

(ｲ) 竣工写真は、本市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。

(ｳ) 事業者は、あらかじめ本市の承諾を受けた場合を除き、竣工写真が公表されないようにし、かつ、竣工写真が本市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。